

採石法施行事務取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、採石法（昭和25年法律第291号、以下「法」という。）、採石法施行令（昭和46年政令第279号、以下「政令」という。）、及び採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号、以下「規則」という。）の施行に当たり、採石業者の登録、岩石の採取計画の認可等に関する事務の取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(登録の申請)

第2 法第32条の規定に基づき、採石業を行うため宮城県知事（以下「知事」という。）の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、事務所の所在地を管轄する地方振興事務所を経由の上、知事に採石業者登録申請書（様式第1号。以下「登録申請書」という。）を提出しなければならない。

2 登録申請書の提出部数は、正副各1部とする。

(登録申請書及び添付書類)

第3 登録申請書には、別表第1号に掲げる次の書類を添付しなければならない。

- (1) 登録申請者が、法第32条の4第1項第1号から第5号まで及び第7号に該当しないことを誓約する書面（様式第2-1号又は2-2号）
- (2) 登録申請者が法人である場合は、その業務を行う役員（代表者を含む。）が法第32条の4第1項第1号から第4号までに該当しないことを誓約する書面（様式第3号）
- (3) 事務所に置く採石業務管理者（以下「業務管理者」という。）の業務管理者試験合格証又は認定証等の写し
- (4) 業務管理者が、法第32条の4第1項第1号から第4号までに該当しないことを誓約する書面（様式第3号）
- (5) 業務管理者が登録申請者又はその従業員（登録申請者が法人である場合は、その法人の業務を行う役員を含む。）であることを証する書面（様式第4号）
- (6) 業務管理者の住民票
- (7) 登録申請者が法人である場合は、その法人の登記事項証明書
- (8) 登録申請者が個人である場合は、その住民票

2 添付書類については、特に指定をしていない場合、正本には原本を添付しなければならない。

(登録等の通知)

第4 知事は、法第32条の4に規定する要件に該当しないと認められるときは、法第32条の3第2項に規定する登録の通知は、様式第5号により行い、また、該当すると認められるときは、法第32条の4第2項に規定する登録拒否の通知は、様式第6号により行うものとする。

(承継の届出)

第5 法第32条の6第1項の規定により採石業者の地位を承継した者は、当該届出をしようとする場合にあっては、その者の登録をした都道府県知事に採石業承継届書(様式第7号)を遅滞なく提出しなければならない。また、当該承継に係る採石業の登録をした都道府県知事に採石業承継届書(様式第8号)を遅滞なく提出しなければならない。

2 前項に規定する届書は、宮城県知事に提出する場合にあっては、採石業承継届書(様式第7号)は承継した者の事務所の所在地を管轄する地方振興事務所を経由の上、また、採石業承継届書(様式第8号)は当該承継に係る採石業の登録をした者の所在地を管轄する地方振興事務所を経由の上、正副各1部を提出しなければならない。

(承継届書の添付書類)

第6 第5の届書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 法第32条の6第1項の規定により採石業者の事業の全部を譲り受けて採石業者の地位を承継した者にあっては、様式第9号、事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書類及び承継した者の住民票(承継した者が法人である場合、その法人の定款及び登記事項証明書)
- (2) 法第32条の6第1項の規定により採石業者の地位を承継した相続人であつて、2人以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、様式第10号及び戸籍謄本
- (3) 法第32条の6第1項の規定により採石業者の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、様式第11号及び戸籍謄本
- (4) 法第32条の6第1項の規定により合併により採石業者の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書
- (5) 法第32条の6第1項の規定により分割により採石業者の地位を承継した法人にあつては、様式第12号、事業の全部の承継があつたことを証する書類及びその法人の登記事項証明書
- (6) 承継した者が法第32条の4第1項第1号から第5号まで及び第7号に該当しないことを誓約する書類(様式第13-1号又は第13-2号)
- (7) 承継した者が法人である場合、その業務を担当する役員(代表者を含む。)が法第32条の4第1項第1号から第4号までに該当しないことを誓約する書面(様式第14号)
- (8) 承継した者(承継した者が法人である場合、その業務を担当する役員(代表者を含む。))の生年月日を証する書面

(登録事項変更届等)

第7 登録を受けた採石業者は、法第32条の2第1項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、登録事項変更届書(様式第15号)に次に掲げる書類を添付し、事務所の所在地を管轄する地方振興事務所を経由の上、知事に届け出なければならない。ただし、登録した事務所の所在地を、他の地方振興事務所が管轄する地域へ移転した場合、登録を受けた採石業者は、移転した地域を管轄する地方振興事務所を経由の上、知事に届け出るものとする。

- (1) 登録通知書の写し
- (2) 登録を受けた登録申請書添付書類のうち、当該変更により記載内容の変更を必要とする書

類

2 登録事項変更届書の提出部数は、正副各1部とする。

(採石業者登録事項証明願)

第8 採石業者の登録を受けている者で、登録事項の証明を受けようとする者は、採石業者登録事項の証明願(様式第16号)を事務所の所在地を管轄する地方振興事務所を経由の上、知事に提出しなければならない。

2 採石業者登録事項の証明願の提出部数は、正本1部、副本2部とする。

(廃止の届出)

第9 採石業を廃止した者は、採石業の廃止届書(様式第17号)を事務所の所在地を管轄する地方振興事務所を経由の上、知事に提出しなければならない。

2 廃止届書の提出部数は、正副各1部とする。

(採石業務管理者試験)

第10 法第32条の13の規定に基づく業務管理者試験は、下記のほか、別に定める要領に基づいて実施するものとする。

(1) 日時 年1回実施

(2) 場所 仙台市内

(3) 受験資格 なし

(4) 受験手数料 宮城県手数料条例第2条第1項別表第115に示す額(宮城県収入証紙)

(5) 提出書類等 受験願書、写真1枚(規格は手札型(縦10.6センチメートル、横8.1センチメートル)とし、受験願書提出前6か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)

(6) 問合せ先 宮城県経済商工観光部産業立地推進課指導調整班

(採石業務管理者試験合格証等の再交付申請)

第11 採石業務管理者試験合格証等の再交付を受けようとする者は、再交付申請書(様式第18号)1部に次に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。

(1) 写真(規格は手札型(縦10.6センチメートル、横8.1センチメートル)とし、申請前6か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)

(2) 申請者の住民票(合格時住所と異なる場合は、現在の住所への移転経緯がわかる書類も添付のこと)

(認可の申請)

第12 採取計画の認可を新たに受けようとする者は、採取計画認可申請書(様式第19号。以下「認可申請書」という。)を、岩石採取行為(岩石の採取を目的とした準備行為を含む。)に着手する日の90日前までに採取場の所在地を管轄する地方振興事務所に提出しなければならない。な

お、既に認可を受けた採取計画期間の満了に伴い、更新しようとする者は、認可申請書を、期間満了日の60日前までに採取場の所在地を管轄する地方振興事務所に提出しなければならない。

- 2 前項の認可申請書は、別添1「採取計画認可申請書の作成要領」に基づいて作成するものとする。
- 3 認可申請書の提出部数は、原則として正本1部、副本2部とする。
- 4 認可申請書には、別表第2号に掲げる書類を添付しなければならないものとし、次に掲げる事項に留意の上作成するものとする。
 - (1) 別表第2号の6に規定する「岩石採取場を管理する事務所及び業務管理者に関する調書」は、様式第20号によるものとする。
 - (2) 別表第2号の7の(4)に規定する「土地調査書」は、様式第21号によるものとする。
 - (3) 別表第2号の29に規定する「連帯保証契約書」については、採取跡地の整理を含む災害防止対策の完全履行のために、別添2「採取計画認可申請書添付書類の作成要領」の(29)及び別紙4の規定により、知事が適当と認める団体又は2名以上の同業者等との間で取り交わした連帯保証に関する契約によるものとする。
 - (4) 岩石の採取量を記載する際には、トン換算数量は「岩石種類別比重表」(別紙5)を参考に作成するものとする。
- 5 前項の添付書類は、別添2「採取計画認可申請書添付書類の作成要領」に基づいて作成するものとする。

(認可申請書の副申)

第13 認可申請書の提出を受けた地方振興事務所の長(以下「地方振興事務所長」という。)は、「採取計画認可申請書添付書類一覧表」(別表第2号)で添付書類の有無を確認し、採取場の所在地を管轄する市町村長の意見聴取をした上で、認可申請書に対する審査意見書(別表第3号)及び事務所チェックリスト(別表第4号)を添付の上、産業立地推進課に副申するものとする。

(変更認可の申請)

第14 認可を受けた採取計画の内容(期間延長を除く)を変更しようとする者は、第3項で規定する軽微な変更を除き、次に掲げる書類を添付し、採取計画変更認可申請書(様式第22号。以下「変更認可申請書」という。)を、変更しようとする日の60日前までに採取場の所在地を管轄する地方振興事務所に提出しなければならない。なお、認可期間満了前に、岩石採取場の区域の面積を変更しようとする場合で、かつ変更前の1.5倍以上となる場合は、第12の規定に基づく申請を行うこととする。

- (1) 認可書の写し
 - (2) 既に認可を受けている認可申請書、添付書類及び図面のうち、当該変更により記載内容が変更となる申請書、添付書類及び図面
- 2 第12の第2項、第3項、第5項及び第13の規定は、前項の場合において準用する。
 - 3 第1項の軽微な変更は、次に掲げる事項とする。

- (1) 採取場を管理する事務所の名称・所在地の変更
- (2) 採取場を管理する採石業務管理者の変更
- (3) 採掘用機械及び運搬機械の追加・変更
- (4) 使用する火薬類の変更
- (5) その他変更によって新たに騒音・振動や汚濁水等流出等災害の防止のための方法を講じることがないもの,又は災害が発生するおそれがないもの

4 第1項の採取計画において軽微な変更については、次に掲げる書類を添付し、採取計画変更届書（様式第23号）正副各1部を、採取場の所在地を管轄する地方振興事務所を経由の上、知事に提出しなければならない。ただし、第5項に該当する場合は除くものとする。

- (1) 認可書の写し
- (2) 既に認可を受けている申請書、添付書類及び図面のうち、当該変更により記載内容が変更となる申請書、添付書類及び図面

5 採取計画の認可を受けている者が次の変更をしようとするときは、認可書の写し及び当該変更により記載内容が変更となる申請書、添付書類及び図面を添付の上、氏名等変更届書（様式第24号）正副各1部を、採取場の所在地を管轄する地方振興事務所を経由の上、知事に提出しなければならない。

ただし、第5の承継の届出を行った場合はこの限りではない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 登録の年月日及び登録番号

（適用除外の届出）

第15 採石法第34条の8（適用除外）に該当するものとして岩石を採取しようとする者は、別紙3の規定に留意の上、適用除外届書（様式第25号）正本1部を、岩石採取行為（岩石の採取を目的とした準備行為を含む。）に着手する日の90日前までに採取場の所在地を管轄する地方振興事務所に提出するものとする。

2 地方振興事務所長は、前項の届書を受理したときは、経済商工観光部長に報告するものとする。

（1ヘクタール未満の採取計画の認可）

第16 採取場の面積が1ヘクタール未満の採取計画については、採取場の所在地を管轄する地方振興事務所長が認可を行うものとする。

2 前項の採取計画認可申請書の提出部数は、正副各1部とする。

3 第1項の規定により採取計画を認可した地方振興事務所長は、次に掲げる書類を添付の上、経済商工観光部長に報告するものとする。

- (1) 認可書の写し
- (2) 申請書の写し
- (3) 岩石採取場を管理する事務所及び業務管理者に関する調書
- (4) 土地調査書
- (5) 岩石採取場の位置を示す縮尺5万分の1の地図（位置図）

- (6) 周辺状況図
- (7) 関係機関との協議結果
- (8) 採掘に係る土地の実測平面図（土地の利用計画がわかるもの）
- (9) その他知事が必要と認めるもの

（審査の基準）

第17 認可申請書及び変更認可申請書は、法第33条の4の規定及び別紙1「岩石採取計画審査基準」等により審査するものとする。

（認可の期間）

第18 採取計画の認可期間は、別紙2「採取計画認可期間審査基準」により決定する。

（認可等の通知）

第19 第17の規定による審査の結果、認可申請書又は変更認可申請書が、法第33条の4に規定する認可の条件及び「岩石採取計画審査基準」（別紙1）に反しないと認められるときは、採取計画認可書（様式第26号）又は採取計画変更認可書（様式第27号）により通知し、当該申請が認可基準に反すると認められるときは、採取計画（変更）不認可書（様式第28号）により申請者に通知するものとする。

（休止の届出）

第20 採取計画の認可を受けた採石業者は、当該認可に係る岩石の採取を引き続き6か月以上休止しようとするときは、岩石採取場の区域内において講じられた、土地の崩壊、汚濁水等流出等災害の防止対策について、第2項に規定する届出前に採取場の所在地を管轄する地方振興事務所の確認を受けなければならない。

2 採石業者は、岩石採取休止・廃止届書（様式第29号）に次に掲げる書類を添付し、採取場の所在地を管轄する地方振興事務所を経由し、知事に提出しなければならない。

- (1) 認可書の写し
- (2) 理由書
- (3) 災害防止対策を示した書面、図面等

3 岩石採取休止届書の提出部数は、正副各1部とする。

（廃止の届出）

第21 採取計画の認可を受けた採石業者は、当該認可に係る岩石の採取を廃止したときは、岩石採取休止・廃止届書（様式第29号）に当該採取場の写真及び実測平面図を添付の上、採取場の所在地を管轄する地方振興事務所を経由し、知事に提出するとともに、予め採取場の所在地を管轄する地方振興事務所の現地確認を受けなければならない。

2 岩石採取廃止届書の提出部数は、正副各1部とする。

(変更命令)

第22 法第33条の9の規定に基づく知事が行う認可採取計画の変更命令は、認可採取計画変更命令書(様式第30号)により行うものとする。

(緊急措置命令等)

第23 法第33条の13の規定に基づく災害防止のための措置命令等は、緊急措置命令書(様式第31号)により行うものとする。

(報告の徴収)

第24 法第42条第1項の規定に基づく報告は、次のとおり徴するものとする。

- (1) 採石業者は、採石場において事故等が発生したときは、直ちに電話等により採取場の所在地を管轄する地方振興事務所及び関係機関に通報するとともに、速やかに採石事故(災害)報告書(様式第32号)正副各1部を同地方振興事務所を経由の上、知事に提出すること。
- (2) 採石業者が、第22に規定する採取計画の変更命令を受けたときは、当該命令を受けた日の翌日から起算して10日以内に、採取計画変更命令に関する報告書(様式第33号)により、対応状況について採取場の所在地を管轄する地方振興事務所を経由の上、知事に報告すること。

(意見の聴取及び通報)

第25 法第33条の6の規定により地方振興事務所長が行う関係市町村長に対する意見聴取は、様式第34号により、また、採取計画(変更)認可申請に対する処分については、様式第35号により関係市町村長に通報するものとする。

(採石法関係手数料)

第26 県が徴収する採石法関係の手数料については、宮城県手数料条例第2条第1項別表に示す額の収入証紙を申請書にちょう付するものとする。

(証紙貼用実績報告)

第27 採取場面積が1ヘクタール未満の採取計画を認可した地方振興事務所長は、証紙貼用実績報告書(様式第36号)により、前年度の証紙貼用実績を4月10日までに経済商工観光部長に報告するものとする。

(事務処理期間)

第28 この取扱要領に定める事務に係る処理期間は、特に定めがない限り、次の期間は含まれないこととする。

- (1) 宮城県の休日を定める条例(平成元年宮城県条例第10号)第1条第1項に規定する県の休日
- (2) 書類の不備等、内容是正のため補正に要する期間
- (3) 審査のために必要な資料等を追加することとなった場合に要する期間

附 則

この要領は、平成6年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年12月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。